

鷹栖町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 3 月 3 1 日

鷹 栖 町 農 業 委 員 会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

このことから、法第 7 条 1 項の規定に基づく鷹栖町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法及び目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止、解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B / A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	4,320 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和 8 年 3 月)	4,320 ha	0 ha	0 %

【目標設定の考え方】

遊休農地は、現状 0ha で、今後も遊休農地を発生させないよう維持することを目標とする。

（2）遊休農地の発生防止、解消の具体的な推進方法

- ① 農地法に基づく利用状況調査を実施し、遊休農地の状況を把握する。
また、遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を実施する。
- ② 利用意向調査の結果を受け、農地の所有者等の意向を踏まえて、農地の利用関係の調整を行う。
- ③ 再生利用が困難と区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い守るべき農地を明確化する。

（3）遊休農地の発生防止、解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づ

く「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりにする。

2 担い手への農地利用の集積、集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	4,320 ha	4,132 ha	95.6 %
目 標 (令和 8 年 3 月)	4,320 ha	4,132 ha	95.6 %

【目標設定の考え方】

農地利用集積、集約化の状況は、現状、高い集積率を維持しており、今後も現状の水準を低下させないよう集積率の維持向上に努めていく。

(2) 担い手への農地利用の集積、集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の流動化を促進する。
- ② 遊休農地対策と連携した取組を推進する。
- ③ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく利用権の設定やあっせんによる農地の売買を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積、集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりにする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現状（令和 5 年 3 月）	8 経営体	20.85 ha
目標（令和 8 年 3 月）	6 経営体	1.2 ha

※現状、目標の数値は、それぞれ期間中の新規参入数で累計値ではない。

【目標設定の考え方】

鷹栖町農業交流センター「あったかファーム」研修生などの新規就農を見込み年間 2 経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関と連携し、農地の借り入れ意向のある就農希望者への情報提供や、就農へ

のサポートを行う。

- ② 農業経営の法人化や新規就農・企業等の多様な農業参入を促進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の推進状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

鷹栖町において「地域計画」を策定した時には、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力